

静岡県がんセンター局告示第2号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

(キ) 生命保険に係る診断書	1通につき	5,500		を
----------------	-------	-------	--	---

(キ) 生命保険に係る診断書	1通につき	6,930		に、
----------------	-------	-------	--	----

ウ セカンドオピニオン	1回につき	14,000	1 オンラインセカンドオピニオンを除く。 2 1回は、原則として30分とする。 3 病理診断を実施する場合は7,000円を加算する。	を
-------------	-------	--------	--	---

ウ セカンドオピニオン	1回につき	22,000	1 オンラインセカンドオピニオンを除く。 2 1回は、原則として30分とする。 3 病理診断を実施する場合は7,000円を加算する。	に、
-------------	-------	--------	--	----

ア がんドック			1 大腸内視鏡を希望しない場合は、18,790円を減額する。 2 眼科検査を実施しない場合は、2,190円を減額する。 3 宿泊での受診を希望する場合は、1泊につき、別途17,580円を徴収する。
(ア) 喀痰細胞診を実施しない場合	1回につき	男性 93,340 女性 108,260	
(イ) 喀痰細胞診を実施する場合	1回につき	男性 95,430 女性 110,350	
イ 追加検査			
(ア) 脳MRI検査	1回につき	15,950	
(イ) PET-CT検査	1回につき	103,120	
(ウ) HPV-DNAハイリスク検査	1回につき	3,960	
(10) 個室使用料			1 入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。 2 患者の病状又は病室の都合により個室に入れる必要がある場合は、個室料を徴収しない。
ア 特別室(A)	1日につき	19,800	
イ 特別室(B)	1日につき	11,000	

を

」

ア がんドック			1 大腸内視鏡を希望しない場合は、20,490円を減額する。 2 眼科検査を実施しない場合は、3,030円を減額する。 3 宿泊での受診を希望する場合は、1泊につき、別途20,040円を徴収する。
(7) 喀痰細胞診を実施しない場合	1回につき	男性 97,110 女性 112,930	
(イ) 喀痰細胞診を実施する場合	1回につき	男性 99,200 女性 115,020	
イ 追加検査			
(7) 脳MRI検査	1回につき	15,950	
(イ) PET-CT検査	1回につき	103,120	
(ウ) HPV-DNAハイリスク検査	1回につき	3,810	
(10) 個室使用料			1 入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。 2 患者の病状又は病室の都合により個室に入れる必要がある場合は、個室料を徴収しない。
ア 特別室(A)	1日につき	19,800	
イ 特別室(B)	1日につき	13,200	

に、

(14) 駐車場使用料			ただし、30分以内は無料 4時間を超えて使用する場合は、4時間を超える時間4時間までごとに100円を加算する。
ア 4時間以内	1回につき	100	

を

(14) 駐車場使用料			
ア 1時間30分以内	1回につき	100	ただし、30分以内は無料
イ 1時間30分を超え4時間以内	1回につき	200	4時間を超えて使用する場合は、4時間を超える時間4時間までごとに100円を加算する。ただし、12時間を超えて使用する場合を除く。
ウ 12時間を超え24時間以内	1回につき	1,000	24時間を超えて使用する場合は、24時間を超える時間24時間までごとに1,000円を加算する。

に改

める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。